随意契約理由書

件名	海岸線 防災・設備監視システム保守管理業務
契約の相手方	パナソニックEWエンジニアリング株式会社 近畿支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当

随意契約の理由

本業務は、海岸線全駅・御崎Uビル4F設備監視室・名谷指令所に設置されている防 災設備監視システムの定期的な保守点検、検査を行う設備管理業務である。

当該システムの定期的な保守点検・検査は機器の性能及び安全性を確保し、災害時の適正な設備運用を保つためには製造メーカーだけが持つ技術的なデーターを元にした安全で確実な管理が必要で、それは他のメーカーでは不可能である。

よって、責任の所在を明確にし、長期に渡って機器の故障などのリスクを減らすために、製造メーカーである上記業者と随意契約を行う。

担当部署 (問合せ先)

交通局高速鉄道部施設課設備係 (電話番号 078-984-0181)